

3. まちづくりの方針

3-1. 立地適正化が目指すまちづくりの方向性

現在、社会情勢の大きな変化から様々な課題に対応するための政策が展開されています。例えば、①人口ビジョンにより提起された課題については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、様々の施策を展開しています。②「野辺地町行財政改革大綱」では行政のダウンサイジングを推進しています。また、③「野辺地町公共施設等総合管理計画」では個別施設計画を示すことで、今後の財政健全化に向けた公共施設等の総合管理計画についての基本方針を示しています。しかし、これらの計画に示されている施策は、対処療法的な改善・改革を基本としています。そこで、本町の将来想定される規模にあった都市構造を実現する手段を講じることによって、現在のコンパクトな市街地を維持し、選択と集中により、都市機能の密度を向上させることで、本町の健全な経営戦略を展開し、生活サービスや行政サービスを持続可能にするための手段を示すための計画が必要です。人口減少を想定した上で、現行都市計画マスタープランとの調整の中で、身の丈に合った市街地の規模を維持することや、公共施設の再編に向けては、中心都市拠点に集約すること、災害に対して安全・安心な地域への居住区域への誘導等を段階的に実施するためには、立地適正化計画による時間軸を持ったアクションプランが必要になります。

3-2. まちづくりの基本理念

第6次野辺地町まちづくり総合計画や野辺地都市計画区域マスタープランのめざすまちづくりの基本理念を踏襲して、本町のまちづくりの将来像を「未来につなげる幸せのまち のへじ」とします。

3-3. 将来目標人口

国勢調査を基にした国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口推計では、今後減少を続け、令和27（2045）年には7,829人となり、その後も減少を続けることを予測しています。

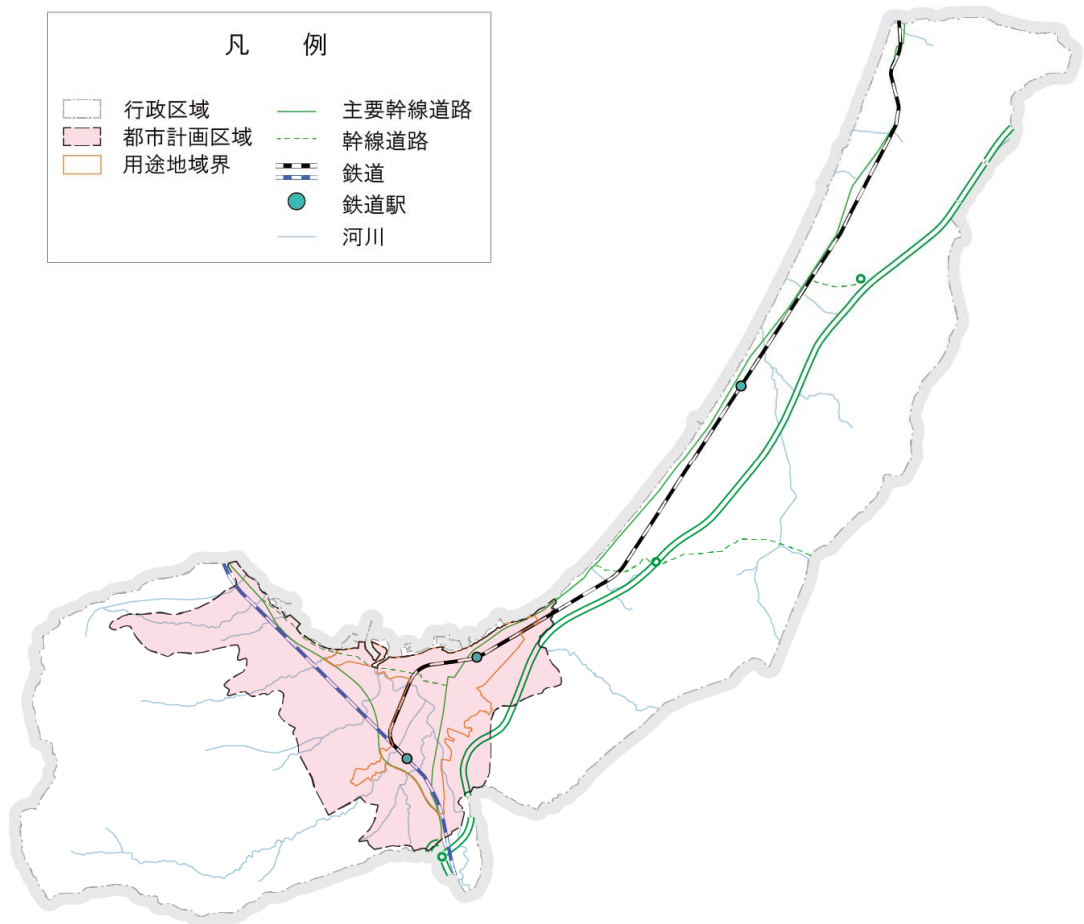
一方、野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、人口減少に対する対策を講じることで令和27（2045）年に8,829人となるまちづくりを目指しています。

本計画では、今後、雇用の場の拡大や、人口減少社会に対応して、全ての世代の人々が住みよいまちづくり、若い世代の結婚・出産子育ての希望実現のための支援、次世代を担う若い人財育成に取り組んでいくことで、人口減少による影響を最小限のものとし、計画期間である令和25（2043）年の人口を、8,800人を目標値として設定します。

3-4. 立地適正化区域の設定

本計画の区域は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、次に示す都市計画区域を計画区域とします。

図 88 立地適正化の区域



3-5. 立地適正化計画の観点から取り組むべきまちづくりの課題

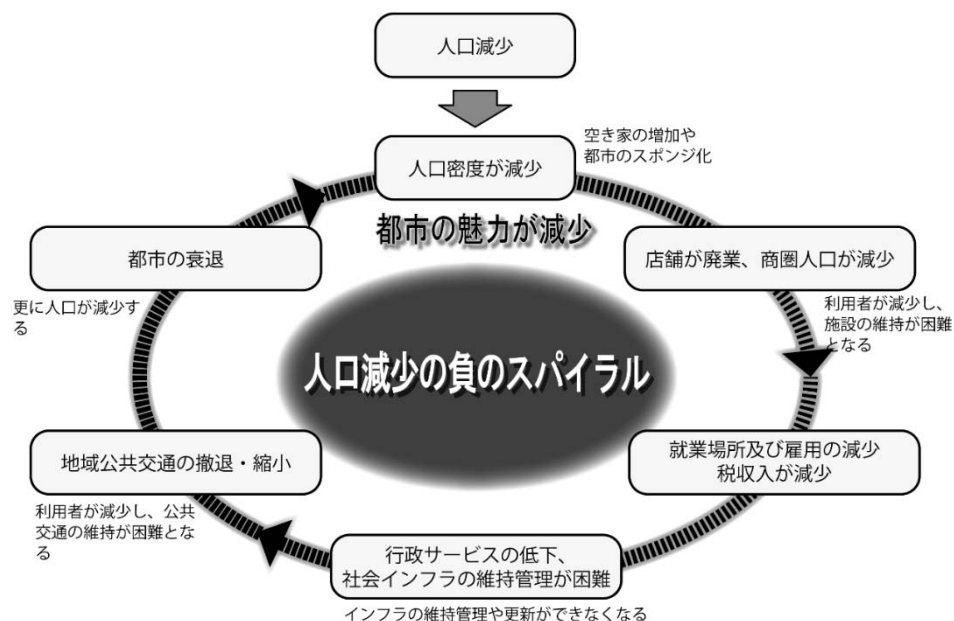
本町の現状分析・課題整理の中から、立地適正化の視点から対応すべき課題を抽出します。

3-5-1. 人口減少に伴う人口密度の低下

本町の抱える課題に対して様々な分野から対応策として関連計画が講じられているものの、人口は減少し続けています。

現在のまま人口が減少し、人口密度が低下すると、現在の市街地を保つことができなくなり、住宅地のスポンジ化、商業の衰退、人口の転出に歯止めがきかなくなり、野辺地町は負のスパイラルに陥ってしまいます。

図 89 人口減少の負のスパイラルの構図



特に、令和12（2030）年以降には人口減少・高齢者増加の傾向が人口減少・高齢者減少の傾向となると推計されています。負のスパイラルに陥る前に、中長期的な視点を持ち、都市づくりに取り組む必要があります。

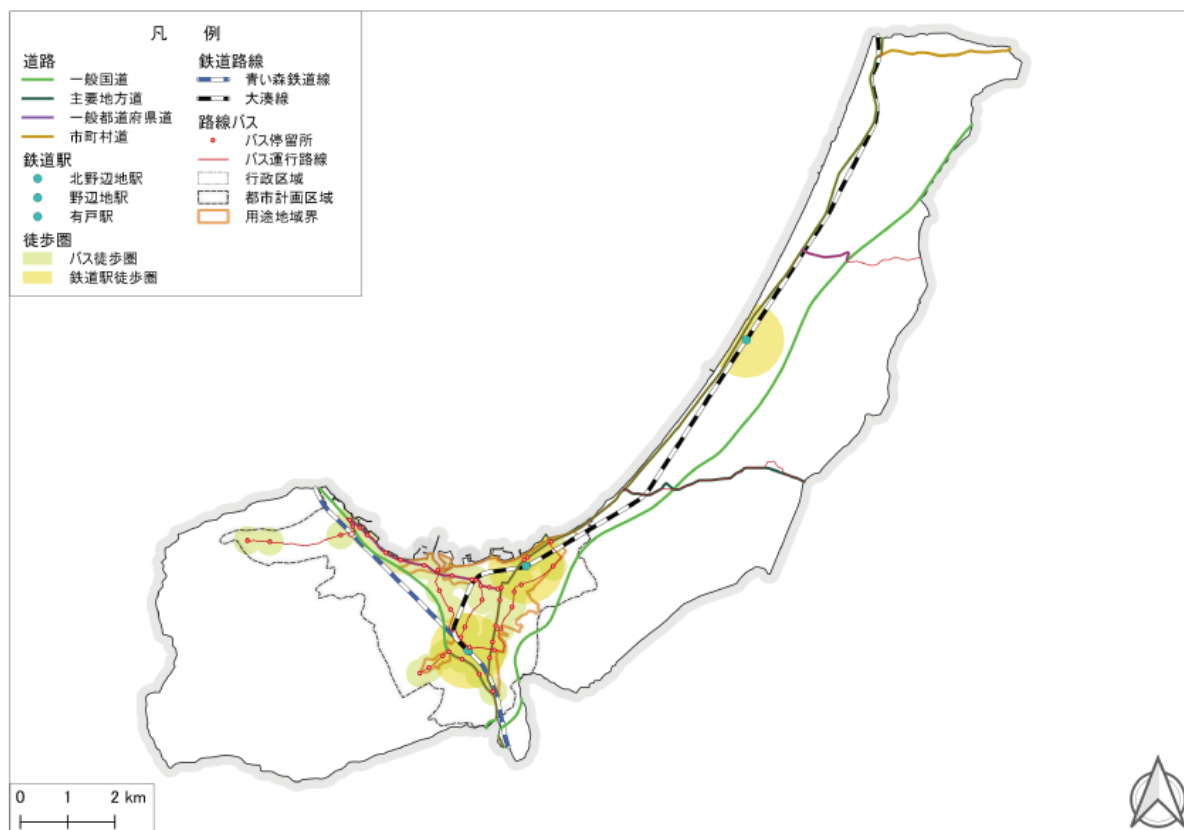
3-5-2. 公共交通の維持

地域の暮らしと産業を支え、地域が豊かで暮らしやすい環境づくりや、個性的で活力のある地域の活動を図る上で「移動」は欠かせない装置です。公共交通網図から、徒歩圏のカバー状況を見ると、用途地域内ではほとんどのエリアがバス停、鉄道駅の徒歩圏に入っているのに対し、用途地域外の徒歩圏エリアは少なくなっています。

代表的な交通手段構成比では、約半数を自家用車が占めており、その割合は平成12（2000）年から平成22（2010）年の10年間に10%増加しています。自家用車以外では、徒歩、自転車の割合が多くなっていますが、それも減少傾向となっています。

用途地域内では、バス及び鉄道からの徒歩圏に入っていますが、これらの公共交通の基幹としての運用状況から、今後の超高齢社会を支える交通手段としての役割を果たせるとは考えにくいのも現状です。一方、近年の人口減少の本格化は、高齢者の免許返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加により、公共交通の維持は益々難しくなっていくと考えられます。そのため、用途地域外の生活拠点を包括したすべての人の行動の拠り所となる、新たな公共交通のシステムを検討する必要があります。

図 90 現在の公共交通利用可能エリア（再掲）

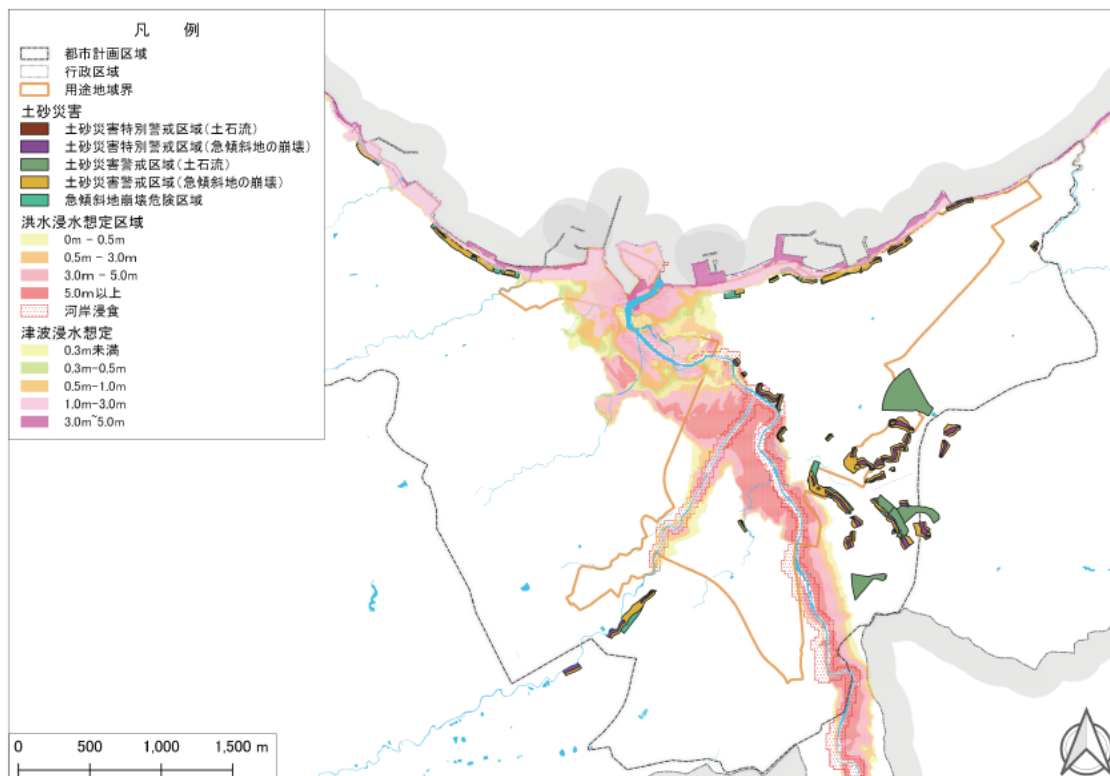


3-5-3. 防災への予防・対策

近年、日本では気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化しています。特に日降水量200mm以上の大雨の発生日数は20世紀初めと比べ約1.7倍となるなど、大雨の頻度が増えています。本町は、野辺地川及び枇杷野川が町の中央を流れており、洪水・浸水のリスクがあります。また、陸奥湾に面していることによる津波、市街地縁辺部の土砂災害等の災害の危険性があります。

全ての町民が安全に安心して暮らし続けるためには、様々な災害リスクに対応可能なまちを形成すると同時に、各種防災施設の整備や避難所の整備、避難路の適切な整備、災害を考慮した土地利用、居住者の安全な土地への居住誘導等の対策が必要です。

図 91 防災上危険性が懸念される地域（再掲）



3-6. 立地適正化計画におけるまちづくりの方針

未来のための都市づくりには、都市計画法、都市再生特別措置法等に示されているように、安全で魅力的なまちづくりが求められています。

現在の対応策と計画では行えない、都市を縮小し、人口の郊外化に制限をかけ、施設・居住の誘導を行うためのツールが「立地適正化計画」であると考えます。

この立地適正化計画により、賢い土地利用を行い、人口密度を維持することで、生産性向上や今後発生する税収減少・公共インフラの整備等の費用の増加の軽減を図ります。

また、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることで、安全で魅力的なまちづくりを実現が望まれます。

そこで、本町のまちづくりの将来像「未来につなげる幸せのまち のへじ」を具現化するツールとしての立地適正化計画のまちづくりの方針を次のようにします。

町民が幸せに暮らし続けることができる都市の実現